

事 務 連 絡  
平成25年10月15日

松阪記者クラブ 様

連絡先 明和町 防災企画課  
担当者 中谷、奥田、吉田  
電話番号 0596(52)7110

## 1. 発表事項

「災害時の福祉避難所の設置運営に関する協定書」の締結について

## 2. 災害対応の協力に関する協定の締結について

### (1) 目的

災害発生時、社会福祉法人明和町社会福祉協議会の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置し、災害時要援護者等を当該避難所に避難させることにより、要援護者等が日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

### (2) 概要

- ・災害時に福祉避難所の開設および運営について、「明和の里」及び「障がい者福祉サービス事業所ありんこ」を福祉避難所として開設し、運営することを掲げており、その協力について社会福祉法人明和町社会福祉協議会と協定を締結するものである。

#### ・協定締結先

名 称 社会福祉法人明和町社会福祉協議会  
所在地 三重県多気郡明和町馬之上 917-1  
代表者 会長 高木勝巳

### (3) 協定の意義

- ・ 東海・東南海・南海地震により、災害時要援護者に対応した避難所の確保が必要となる。

明和町社会福祉協議会には、専門的な技術、知識を有する職員がおり、また施設を備えていることから、本協定を締結し、福祉避難所の開設、運営について締結することにより、災害時要援護者の避難所体制の充実を図ることができる。

# 災害時の福祉避難所の設置運営に関する協定書

## 災害時の福祉避難所の設置運営に関する協定書

明和町（以下「甲」という。）と社会福祉法人明和町社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、災害発生時において、災害時要援護者を受け入れるための福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害発生時、乙の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置し、災害時要援護者等を当該避難所に避難させることにより、要援護者等が日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

### （対象者）

第2条 この協定における支援の対象者となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所または入院するに至らない程度の者で、避難所生活において特別な配慮を必要とするもの（当該要援護者を介助する者を含む。）をいう。

### （指定する施設）

第3条 福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。

### （受け入れの要請）

第4条 甲は、災害時において、第2条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、当該対象者の受け入れを要請するものとする。  
2 乙は、甲からの要請に応じるよう努めるものとする。

### （手続き）

第5条 第4条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

- (1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

### （対象者の移送）

第6条 甲の要請に基づき、乙が受け入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族や支援者が行うものとする。

(物資調達及び介助者等の確保)

第7条 甲は、日常生活用品、食料等、福祉避難所の運営にあたって必要な物資の調達及び長期避難者の受入先の確保に努めるものとする。

2 乙は、福祉避難所の介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡し、甲は、乙が対象者を適切に介護できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介助者の確保に努めるものとする。

(設置運営)

第8条 福祉避難所の設置運営は、甲の要請により、乙が設置運営にあたる。

2 乙は、福祉避難所の設置運営にあつては、第9条に掲げる費用等に関する届出を作成し、これを甲に提出するとともに、次に掲げる業務を履行するものとする。

- (1) 要援護者等への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要援護者等の日常生活上の支援
- (2) 要援護者等の状況の急変等に対応できる体制の確保
- (3) 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求(第9条第1項第3号に掲げるものについては、領収書を添付すること。)

(経費の負担等)

第9条 福祉避難所として、乙が福祉避難所の管理運営に要した次に掲げる経費については、甲が所定の経費を負担するものとする。

- (1) 介助員等に要する人件費(夜勤、宿直等に要する費用を含む。)
- (2) 要援護者等に要する食費
- (3) その他オムツ等の乙が直接支払を行ったものに要した費用

2 前項各号に掲げるもののほか、洗濯機や乾燥機などの備品等については、事前に甲に了承を得て購入するものとし、その請求は当該備品等の販売事業者が甲へ直接行うよう指示するものとする。

(管理運営の期間)

第10条 この協定における福祉避難所の管理運営の期間は、災害発生時から一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情があるときはこの限りでない。

(福祉避難所の早期閉鎖への努力)

第11条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(受入可能人数の把握)

第12条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

(平常時における体制整備)

第13条 乙は、平常時から、備蓄物資や緊急時対応設備の整備、緊急連絡体制の点検・改善、職員の防災意識の向上等に努め、第8条各号に規定する業務について備えておくものとする。

2 甲は、前項に定める乙の活動に関し、必要な範囲で支援を行うものとする。

(情報交換)

第14条 甲と乙は、この協定に係る連絡責任者を協定締結後速やかに別に定める「連絡責任者届」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

2 甲と乙は、この協定の活動を円滑にするため、平素より情報交換に努めるものとする。

(守秘義務)

第15条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合に知り得た個人情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合はこの限りでない。

(有効期間)

第16条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、甲、乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲および乙が署名押印の上、各自がその1通を所持するものとする。

平成25年10月15日

(甲) 三重県多気郡明和町大字馬之上945番地  
明和町

明和町長

(乙) 三重県多気郡明和町大字馬之上917番地 1  
社会福祉法人明和町社会福祉協議会

会長

( 別 表 )

福祉避難所として指定する施設（第3条関係）

施設名称	所在地	連絡先
明和の里	多気郡明和町大字馬之上917番地1	52-7056
障がい者福祉サービス事業所ありんこ	多気郡明和町大字馬之上914番地1	53-0039





年 月 日

## 連絡責任者届

様

団体名	
担当者 (部署・氏名)	
TEL	
FAX	

連絡責任者を下記のとおり定めましたので届出いたします。

連絡責任者		TEL	FAX
介護認定者等に関すること	事務担当	部署名 役職 氏名	
	緊急対応	部署名 役職 氏名	
障がい者等に関すること	事務担当	部署名 役職 氏名	
	緊急対応	部署名 役職 氏名	

## 町長記者会見事項報告書

課名	防災企画課
会見事項	<p>災害時の福祉避難所の設置運営に関する協定について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 協定書の名称 災害時の福祉避難所の設置運営に関する協定書</li><li>・ 協定の相手方 社会福祉法人 明和町社会福祉協議会 会長 <small>たかぎかつみ</small> 高木勝巳</li></ul> <p>(1) 目的 災害発生時、社会福祉法人明和町社会福祉協議会の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置し、災害時要援護者等を当該避難所に避難させることにより、要援護者等が日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。</p> <p>(2) 概要 ・ 災害時に福祉避難所の開設および運営について、「明和の里」及び「障がい者福祉サービス事業所ありんこ」を福祉避難所として開設し、運営することを掲げており、その協力について社会福祉法人明和町社会福祉協議会と協定を締結するものである。</p> <p>(3) 協定の意義 ・ 東海・東南海・南海地震により、災害時要援護者に対応した避難所の確保が必要となる。 明和町社会福祉協議会には、専門的な技術、知識を有する職員がおり、また施設を備えていことから、本協定を締結し、福祉避難所の開設、運営について締結することにより、災害時要援護者の避難所体制の充実を図ることができる。</p> <p>今後の取組 ・ 「明和の里」の敷地内に防災コンテナ2基を今年度中に設置し、資機材等の備蓄品を配置する予定です。 ・ 配置する資機材等は、間仕切り、簡易トイレ、毛布、食料品などです。その他、福祉避難所として必要なものを、明和町社会福祉協議会と協議し、整備していきます。</p>

収容人数について

- ・今後、明和町社会福祉協議会と協議し、検討していきます。

福祉避難所開設の要請の担当課

- ・福祉子育て課が担当します。

明和町社会福祉協議会

昭和53年	1月23日	社会福祉法人設立
平成17年	4月1日	障害者通所授産施設ありんこ 開所
平成18年	4月1日	明和の里 指定管理者の指定
平成24年	1月1日	障害者福祉サービス事業所ありんこ 事業者指定
平成24年	4月1日	就労継続支援B型事業所ありんこ 開所

明和の里

構造：鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造平家建  
平成8年11月完成  
平成9年4月運用開始  
住所：明和町大字馬之上917番地の1  
敷地面積：19,556㎡  
建築面積：1,921㎡  
延床面積：1,828㎡  
総事業費：12億7415万9千円

障がい者福祉サービス事業所ありんこ

構造：鉄骨造平家建  
住所：明和町大字馬之上914番地の1

生活介護

平成17年4月開所

定員36名

敷地面積：1,970.42㎡

建築面積：598.65㎡

延床面積：565.20㎡

就労継続支援B型

平成24年4月開所

定員16名

敷地面積：2,176.90㎡

建築面積：415.56㎡

延床面積：375.92㎡